

交通安全テスト (5・6年生用)

答え合わせ



- ① 自転車に乗るときは、〇〇〇〇をかぶる。
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

★解説★

〇 に入るのは「ヘルメット」です。
自転車に乗るときは、頭を守るために、必ずヘルメットをかぶりましょう。



- ② 下の図のような道路を自転車で通るとき、交通量が少ない場合は、一時停止せずに通行できる
正しければ ○ を、間ちがっていれば × を書きましょう。

★解説★

「止まれ」(一時停止)の標識は、自転車もしたがないといけません。
道路では、交通量が少ないからといって一時停止せずに通行できるという例外はありません。
標識がある場所ではしっかりと一時停止し、周囲の安全確にんをしてから通行しましょう。

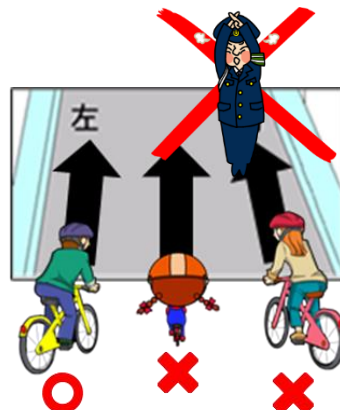


答え

- ③ 自転車で車道を通るときは、〇〇を通る。
〇〇に当てはまる正しい答えを1~3の中から選びましょう。
1. 左側 2. 右側 3. 中心

★解説★

自転車で車道を通るときは、道路の左側部分の左側たんに寄って通行しなければなりません。
道路の右側を走行すると逆走になり、あぶないのでやめましょう。



答え

＜交通安全テスト＞  
解答・解説（5・6年生用）

- ① 自転車に乗るときは、〇〇〇〇〇をかぶる。  
○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車に乗るときは、自分の体を守るために必ず乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。

【関係法令等】

- 道路交通法 第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。（児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満）

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得（抜粋））

- (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。
- (9) 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。

＜指導のポイント＞

ヘルメットは頭部を守る大切なアイテムです。

ヘルメットはサイズの合ったものを選び、あごひもをしっかりと締め、正しくかぶりましょう。

自転車に乗るときは、こどもも大人も万一の事故や転倒に備えてヘルメットをかぶりましょう。

- ② 下の図のような道路を自転車で通るとき、交通量が少ない場合は、一時停止せずに通行できる

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 交通量が少なければ一時停止しなくてもよい、ということはありません。

自転車は軽車両であり、車の仲間ですので、標識に従い停止線手前で一時停止して安全を確保してから通行しましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合）であって

は、交差点の直前) で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3 (交差点の通り方(抜粋) )
  - (2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
    - ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
    - イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

#### <指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な箇所等に設置されています。

自転車運転中はもちろん、事故に遭わないために、歩行中でも立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

### ③ 自転車で車道を通るときは、○○を通る。

○○に当てはまる正しい答えを1～3の中から選びましょう。

1. 左側            2. 右側            3. 中心            【1】

#### 【問題のポイント】

★ 自転車で車道を通るときは、左側を通らなければなりません。

#### 【関係法令等】

- 道路交通法 第17条 (通行区分 (抜粋))

##### 第1項

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通らなければならない。ただし、道路外の施設又は場所へ出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通るときは、この限りでない。

##### 第4項

車両は、道路 (歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。) の中央 (軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。) から左の部分 (以下「左側部分」という。) を通らなければならない。

- 道路交通法 第18条第1項 (左側寄り通行等)

車両 (トロリーバスを除く。) は、車両通行帯の設けられた道路を通るときは、除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通らなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 交通の方法に関する教則 第三章第二節1 (自転車の通るところ (抜粋))

(1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、

自転車道を通らなければなりません。

- (2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。

#### <指導のポイント>

自転車は車の仲間です。

車両は左側通行で、その中でも自転車は車道の左端を通行しなければなりません。

車道の右側を通行する行為は、道路工事などでやむを得ない場合を除き、逆走となり違反ですのでやめましょう。